



多くの国でクリスマスは祝日となっており、日本でも祝日になろうという話はあるようですが、実現のハードルは高いようです。祝日といえば、次のGWは10連休！になる可能性が高まっています。3月決算の法人さんだと、経理の方はより大変になるかもしれません。

平成31年10月から始まる軽減税率制度の実施に伴い、請求書の書き方が変わります。軽減税率制度の実施にあわせて、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が平成35年10月から導入されます。今回は、インボイス制度及び区分記載請求書等保存方式（以下、区分請求書方式）について、簡単にご説明したいと思います。

インボイス制度 Q&A

Q1. H35.10.1 から導入される「インボイス制度」の概要を教えてください。

インボイス制度とは税金計算のベースとなる証票制度です。正式名称は「適格請求書等保存方式」といい、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

軽減税率を公平・公正に適用するために、軽減対象の項目なのか、否か、正確に選別される必要があります。そのため、支出項目を正しく選別するための制度として適用されます。

Q2 適格請求書の記載事項について教えてください。

適格請求書発行事業者は、従前事項に加え、区分請求書方式及びインボイス制度では、以下の事項が記載された請求書等を交付しなければなりません。（下線部分が追加されます）

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとの消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



Q3. 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。

登録申請書は、**H33.10.1** から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される H35.10.1 に登録を受けるためには、原則、**H35.3.31** までに登録申請書を提出する必要があります。

Q4. 軽減税率の対象品目とは？

- ① 酒類・外食を除く飲食料品
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）



Q5. 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。

適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性を検討する必要があります。

（例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。）

Q7 インボイス制度導入後、一定期間、免税事業者からの仕入れ税額控除の経過措置について教えてください。

インボイス制度では、適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者等）からの仕入れについては、仕入控除を受けることができません。

ただし、下記の期間は一定割合を仕入税額とみなして控除できる措置が設けられています。

H35.10～H38.9 仕入税額相当額の **80%**控除可

H38.10～H41.9 仕入税額相当額の **50%**控除可



Q8 現行から、インボイス制度への移行までのスケジュールについて

		H31.10.01	H35.10.01
		請求書等保存様式 (現行)	区分記載請求書等保存様式 (簡素)
			適格請求書等保存様式 (インボイス制度)
税率	8% (消費税率6.3% 地方消費税率1.7%)	<ul style="list-style-type: none"> 軽減税率8% (消費税率6.24% 地方消費税率1.76%) 標準税率10% (消費税率7.8% 地方消費税率2.2%) 	
請求書等	<ul style="list-style-type: none"> 発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引内容 対価 受領者の氏名又は名称 	左記に加え <ul style="list-style-type: none"> 軽減対象資産の譲渡等である旨 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額 	左記に加え <ul style="list-style-type: none"> 登録番号 税率ごとの消費税額及び適用税率
仕入税額控除の要件	帳簿及び請求書等の保存が要件 免税事業者からの仕入控除可	帳簿及び区分請求書等の保存が要件 免税事業者からの仕入控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 免税事業者からの仕入控除不可 (一定の特例有)
適格請求書発行事業者登録制度			H33.10から申請・登録開始 ※課税事業者のみ登録可

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
あなたの積極的な姿勢が功を奏して、物事が大きく広がっていきます。興味をもった人には性別や年齢を問わず、近づいてみて。	吉凶混合の様子。環境にちょっとした変化があるかも？よくも悪くも変動していく流れは止められそうにありません。	目の前に新たな世界の扉が開かれる予感!?サービス精神を発揮し、できるだけ積極的に声かけを。第一印象は当てにしないで	今まで頼りにしていた友人や上司が、離れていってしまうかも。自立できるように与えられた試練と思い、自力で頑張りましょう



優経税理士法人

～ (経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。